

平成30年（行コ）第35号

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

原告 岩下和雄外

被告 国

2018（平成30）年12月13日

控訴審第2準備書面

福岡高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

第1 本書面について

本件訴訟は、石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事(以下、「本件各工事」という。)に関する事業認定処分の適法性が中心的な争点となっている事案である。

原告らの認識としては、明らかに石木ダムが不必要であり、裁量を逸脱した事業認定処分であることは、既述のとおりである。さらに、本件各工事は、投入される税金たる費用に対して、得られる公共の利益は明らかにこれを下回る(費用便益比)。この点について、嶋津暉之氏より意見をとりまとめていただいた(甲 C34)ので、補足して主張する。

以下述べるとおり、本件石木ダム事業による実際上の便益はごく僅かであり、本件各工事のために必用とされる費用を大幅に上回るものである。

第2 問題点

1 長崎県の計算

起業者長崎県の計算によると、平成27年に行った算定では石木ダムの費用便益比は1.25であるとされる(費用と便益を比較して、便益の割合が1以上であるか否かが問題とされる)。

2 虚構による費用便益計算

しかし、かかる費用便益分析においては、以下の問題点が存在する。

- ① 主目的である洪水調節便益は、便益全体の僅かに1/3に止まる。
- ② ダム建設による治水効果と河川整備による治水効果を比較すると後者が74.1%を占める。すなわち、ダム建設による治水効果は僅かなものである。
- ③ 治水ではなく、不特定便益(流水の正常な機能の維持)の便益が、洪水調節ダム便益の2倍近くもの過大なものと算定されている。
- ④ この不特定便益は、何ら合理的根拠なく昭和50年以後平成34年まで継続的に毎年「発生し続けているもの」として位置づけられている。

ここで検討をしなければならないのは、本件訴訟で対象となっている石木ダム事業による便益は、河川整備による便益を除外したダム建設そのものによる便益が現実にとどの程度あるかという点のはずである。ダムの洪水調節分だけの費用便益比計算を適切に行えば、確実に便益は費用を大幅に下回る。

その上、ここでは洪水調節便益のみならず、不特定便益という現実には存在しない架空の便益を大幅に上乗せ(洪水調節ダム便益11,436百万円に対して、不特定便益は21,517百万円)することによって、ようやく費用便益比を維持しているのである。

そして、長崎県の設定したこの不特定便益とされる「流水の正常な機能の維持」は現実的な公共の利益ではない。そもそも川棚川や石木川における自然流量にて何らの問題も生じていないのであるから、何ら住民らに利益をもたらすものではない。すなわち、かかる機能については現実的には公益たりえないものであるし、一切の公共の要請は存在しない。河川の流量は季節に応じて当然

に変化するものであるし、地域の方々にかかる流量変化があることを前提として長年に渡って歴史的に生活を営んできているからである。

にもかかわらず、これを不特定便益として別途のダム建設費用をもって計上していることそのものに合理的理由がない。また、現実には発生していない便益を、あたかも既に昭和 50 年以後毎年発生してきているとの評価をしているのである。その結果、洪水調節便益の 2 倍近い不特定便益があるということとして、ようやく費用便益比を維持している。

起業者長崎県は、かかる虚構による便益の算定を基礎とすることで、初めて費用便益比を 1 以上に維持することができているのである。社会常識にしたがって、適切に公共の利益を検討すれば、かかる起業者長崎県の算定が極めて不合理であることは明白である。

3 まとめ

このように、起業者の行った費用便益比の算定は、上述のような各問題が存在するものであり、合理性のあるものとは到底評価し得ない。他方で、嶋津氏の意見書によれば、非常識な現在価値化を行わず、他の便益と同様に不特定便益を算定するだけで、費用便益比は 0.66 となる。すなわち、合理的に考えれば得られる公共の利益は、本件各工事に費やされる費用との比較で大幅に小さなものであることは明らかなのである。

第 3 結論

このように費用便益比の点について適切に検討をなすだけでも、石木ダムは不要であって、原処分庁にこの点を看過した裁量逸脱があることは明らかなのであり、事業認定を取り消すことこそ、控訴人らのみならず県民・国民全体の利益に合致する。

以上